

# 美術館アーカイブズが守るべき記録とは何か

## カナダ国立美術館の事例を中心に

川口 雅子

### 【要旨】

近年、世界の主要美術館では来歴研究がさかんに推進されている。背景には、略奪美術品問題など社会からの要請があるが、そのような社会的使命を視野に入れつつ、今日の美術館アーカイブズはどのような記録の保存に取り組んでいるのか、カナダ国立美術館を事例として探るのが本稿の目的である。

美術館において重要視されている記録は、作品に関する記録や展覧会に関する記録であるが、カナダ国立美術館では前者はコレクション・マネジメント室に、後者はアーカイブズ室において保管されているという具合に、必ずしも館内の全ての重要な記録がアーカイブズ室に引き渡されているわけではない。しかしアーキビストは館内における記録の作成部局や保管部局の把握に努め、全体を監視して、記録を守る役割を果たしていた。

アーカイブズ室では展覧会記録のアクセシビリティ向上に力点を置いているが、その特徴は検索手段として図書館目録を使っている点にある。それにより、組織の活動に関する重要な資料は、図書館所蔵かアーカイブズ所蔵かにかかわらず、共通のプラットフォームにおける総合的な検索が可能となっているのである。

### 【目次】

1. はじめに
2. カナダ国立美術館における各種記録
  - 2.1 組織の概略および機構図
  - 2.2 機関アーカイブズ
  - 2.3 その他のアーカイブズ
  - 2.4 収蔵作品の記録
  - 2.5 ドキュメンテーション資料
  - 2.6 自館刊行物
  - 2.7 現用記録の管理
3. 機関アーカイブズにおける展覧会記録の整理
  - 3.1 「展覧会史計画」
  - 3.2 プロジェクト以前の資料の保管状況
  - 3.3 展覧会リスト
  - 3.4 プロジェクトの各段階
4. 結びにかえて

## 1. はじめに

近年、欧米諸国の美術館で個々の取蔵作品に関する来歴研究がさかんに推進されている。来歴とは、ある作品が作者の手元を離れてから現在の所蔵先に落ち着くまでの所有権の連鎖の歴史のことを指すが、今日、その研究成果は美術館のウェブサイトのみならず、常設展の作品解説パネルや特集展示などいたるところに見受けられるようになった<sup>1)</sup>。

来歴研究は以前から学芸員の重要な責務とみなされてきたものであるが、1990年代以降、ナチス時代の略奪美術品問題が告発されるようになったのをきっかけに、美術館の倫理の問題として受け止められるようになった。度重なる報道で米政府もこの問題に関心を持つようになり、1998年、米国務省はワシントンで国際会議を開催し、「略奪美術品に関する記録とアーカイブズは、国際アーカイブズ評議会 (ICA) の指針にしたがって研究者に公開され、アクセスが保障されなければならない」など11箇条からなる原則を提唱する<sup>2)</sup>。このワシントン原則は欧米諸国の美術館に大きな影響を与え、こうしてナチス政権期を中心に所有権の空白期間を埋めようとする使命感が美術館関係者の間で醸成されていった。わが国でもときおり、美術館に所蔵さ

---

1) ウェブサイトに来歴研究のページを立ち上げることは、現在、欧米の主要な美術館サイトの事実上の標準になりつつある。幾つか具体例を挙げると、

メトロポリタン美術館 (ニューヨーク)

<<http://www.metmuseum.org/research/provenance-research-project>>:

ナショナル・ギャラリー (ワシントン)

<<http://www.nga.gov/collection/provfeat.shtm>>:

シカゴ美術館

<<http://www.artic.edu/aic/collections/provenance>>

ナショナル・ギャラリー (ロンドン)

<<http://www.nationalgallery.org.uk/paintings/history/whereabouts-of-paintings-1933-45/>>:

ベルリン国立博物館群

<<http://www.smb.museum/smb/forschung/index.php?p=2&objID=9355&n=6>>:

ウィーン美術史美術館:

<<http://www.khm.at/sammlungen/archiv/provenienzforschung/>>など。以下、本稿に記すURLは全て2011年9月27日現在のもの。

ボストン美術館は来歴研究サイトを設けるのみならず

<<http://www.mfa.org/collections/provenance>>、2008年よりその見どころとなる作品を取り上げて紹介する教育普及活動「Art with a Past: Provenance Research at the MFA」を展開している<<http://www.mfa.org/node/4406>>。その一環として、常設展示室に展示されている個々の作品の傍らに、通常の作品解説キャプションとは別に来歴を解説するキャプションを掲げる取り組みを行っている。

ベルリンの旧国立絵画館では第二次世界大戦期に失われ、近年、美術市場などで再発見された作品を展示する特集展示「紛失と返還」が開催された(2010年12月10日~2011年3月6日)。

来歴研究については、近年の関心の高まりを反映して、多数の研究書、シンポジウム報告書などが刊行されている。ここではもっとも主要な基礎文献として、次の1冊を挙げておく。Nancy H. Yeide, Konstantin Akinsha, Amy L. Walsh. *The AAM Guide to Provenance Research* (Washington, DC: American Association of Museums, 2001)。

2) *Proceedings of the Washington Conference on Holocaust-Era Assets*. Released by the Office of the Coordinator for the Washington Conference on Holocaust-Era Assets, (Washington, DC, April 1999). とくに“Appendix G Washington Conference Principles on Nazi-confiscated Art”. インターネット上で入手可能 <<http://www.state.gov/www/regions/eur/holocaust/heac.html>>。

れていた略奪美術品が元の所有者遺族に返還されるといった報道に接することがあるが<sup>3)</sup>、背景には欧米の美術館を取り巻くこのような社会的・政治的状況がある。

さて、本稿を記すにあたって来歴研究について述べたのは、これが世界の美術館が抱える共通の課題であり、美術館アーカイブズの問題に取り組む際に視野に入れておくべき重要な事柄であると考えたからに他ならない。グローバル化の進む今日において、日本だけがこの問題に無関係でいられる筈はなく、第二次世界大戦期の来歴不明の作品が美術市場に出まわり、それを日本の美術館が購入する可能性は皆無ではない。現に来歴についての照会が日本の美術館に寄せられるケースもあると聞く。そのような状況において、欧米における近年の来歴研究をめぐる動向は、美術館が取り扱う種々の記録や文書のなかで、組織の本務に関わる重要な記録とは何か、今日の美術館アーカイブズはどうあるべきか、といった根源的な問いを日本の美術館に対しても投げかけているように思われる。

近年、わが国でも美術館アーカイブズについての論考が見られるようになってきたが、上記のような美術館と社会との関わりなどを踏まえて、そもそも美術館においてどのような記録にアーカイブズとしての価値があるのか、美術館アーカイブズでは何を保存すべきなのか、といった記録の中身を対象とする研究は寡聞にして知らない。このようなわが国の現状に鑑み、筆者は2010年10月後半から2011年1月末まで、カナダ国立美術館（National Gallery of Canada、略称：NGC）で研修生として美術館アーカイブズ活動を調査する機会を得た<sup>4)</sup>。本稿は、現地にて行った関係者への聞き取り調査および館内会議への参加、検索手段・記録の分析、文献調査などに基づいて報告するものである。本稿の目的は、カナダ国立美術館を一つの事例として取り上げ、まず次章で美術館においてどのような記録がどの部局で保管されているのかを概観したうえで、続く第3章でアーカイブズ室において重点的に整理されている展覧会記録を取り上げ、具体的にその整理のプロセスをみることにある。

カナダ国立美術館アーカイブズは、同国唯一の国立美術館として、自国の美術史を記録する立場から、館の事業活動を進める過程で作成または収受された機関アーカイブズを収集・整理するとともに、外部のアーティストや画廊、美術団体からアーカイブズを収集し、整理・公開する活動を行っている。1990年代前半からは展覧会事業に焦点を当てたプロジェクトを立ちあげ、展覧会を実施する過程で作成された記録やそのほか展覧会に関する資料へのアクセスを確保することに力を注いできた。その成果はウェブで公開される一方、【カナダ国立美術館展覧会カタログ・展示一覧索引】<sup>5)</sup>をはじめとする一連の叢書に結実しており、美術館アーカイブズの分野では積極的な活動を展開する機関の一つといえる。また、同じオタワ市内には、周知のとおり図書館と公文書館を統合したカナダ図書館・公文書館（Library and Archives of

3) 例えば「クリムト代表作返還」【読売新聞】2006年4月5日（朝）、2頁：「数奇クリムト4点競売へ」【読売新聞】2006年8月17日（朝）、30頁：「“ナチス強奪”の絵画公開」【東京新聞】2010年8月24日（夕）、2頁：「ナチ略奪絵画返還 軌道に」【日本経済新聞】2011年8月19日（夕）、14頁など。

4) 3か月余りの滞在期間のうち、最初の2か月間については文部科学省の平成22年度学芸員等在外派遣研修生として滞在することができた。

5) Philip Dombowsky. *Index to National Gallery of Canada Exhibition Catalogues and Checklists, 1880-1930* Library and Archives, Occasional Paper (Ottawa: National Gallery of Canada, Library and Archives, 2007).

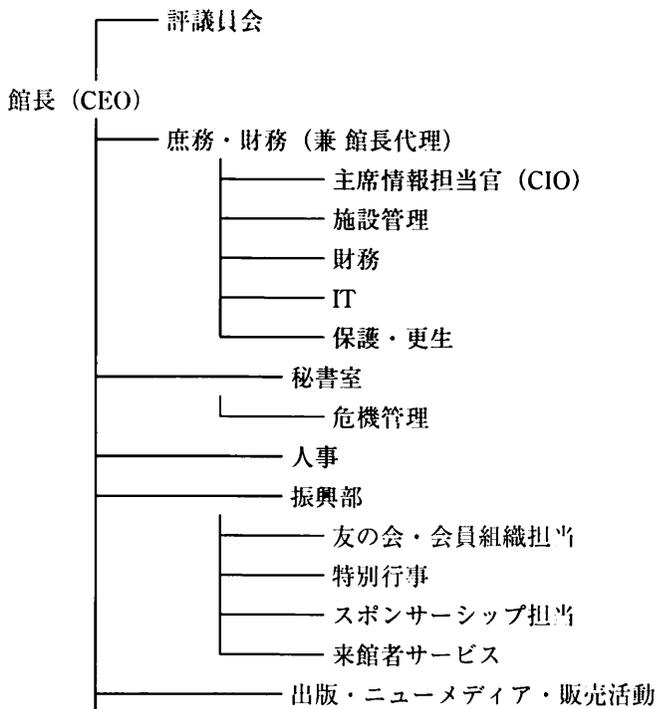
Canada) があり、「情報先進国」<sup>6)</sup>と言われるカナダにおいて、個々の国立機関の活動の一端を示しているともいえよう。

## 2. カナダ国立美術館における各種記録

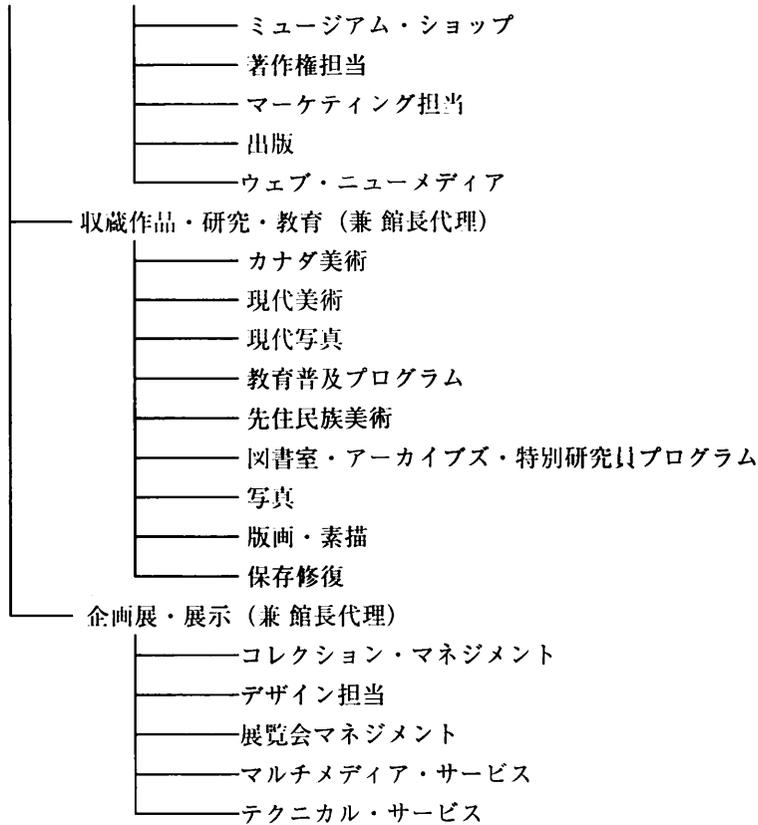
### 2.1 組織の概略および機構図

本章で各種の記録とその管轄部局をみるのに先立ち、カナダ国立美術館の組織を概観しておきたい。首都オタワに位置するカナダ国立美術館は、1880年に創設された、130年以上の伝統を持つ美術館である。カナダの国立機関のなかでは唯一の美術館で、カナダにおける美術振興政策の中核を担う。同国では建国後から間もない1880年に王立美術アカデミーが創設され、最初の美術展覧会が開催されているが、その展示品寄託の収蔵施設として創設されたのが同館の発端である。建物は、設立後しばらくは市内での移転を繰り返したが、1988年、イスラエル出身の建築家モシェ・サフデイ(1938年生まれ)によるガラス張りの現在の建物が竣工した。1990年には美術館法が制定され、カナダ国立美術館は公共企業体(crown corporation)となり、今日にいたる。

美術館全体の機構は、次表の通り、館長以下、「庶務・財務」「秘書室」「人事」「振興部」「出版・ニューメディア・販売活動」「収蔵作品・研究・教育」「企画展・展示」のグループに分かれている。職員は総勢約250名。



6) 牟田昌平「情報先進国カナダと公文書館 (アーカイブズの国際的動向)」『アーカイブズ』14号、2004年、37-45頁。



上図のように収蔵作品・研究・教育グループに美術館活動の中核を担う学芸員が配置され、そのなかに図書室・アーカイブズ (Library & Archives) が位置づけられている。これは図書館・アーカイブズの第一の機能が、学芸員の調査研究活動を支え、それにより館自体の事業の推進に資することにあるからである。このような位置づけは欧米の美術館に多く見られるごく一般的なものである。またカナダ国立美術館の場合、組織上の名称「図書室・アーカイブズおよび特別研究員プログラム部」(Library, Archives & Research Fellowship Programs) が示すように、カナダ美術に関する研究者を外部から一定期間受け入れる特別研究員の制度も管轄する。カナダ国立美術館アーカイブズの使命は、館内部のスタッフに対しては言うまでもなく、カナダおよび全世界の専門家たちに対しても研究支援をすることにある。

図書館・アーカイブズの職員数は部長1名、室長3名を含む計14名（非常勤職員を含む）。このほか外部資金スタッフとして、ドイツの大手出版社による『総合芸術家事典』<sup>7)</sup> のカナダ

7) 『総合芸術家事典 (Allgemeines Künstlerlexikon)』はドイツにおいて1907年から1950年の間に刊行された37巻の大部な芸術家事典である通称『ティエメ・ベッカー (Thieme-Becker)』、および1953年から1962年に刊行された6巻の通称『フォルマー (Vollmer)』を継承するものである。冊子体は現在も刊行継続中だが、その一方で、内容を随時更新しオンライン版で提供するサービスが有料契約に基づき行われている。収録されている芸術家の人数は100万人以上。Allgemeines Künstlerlexikon Online / Artists of the World Online. Berlin, New York: De Gruyter. ISBN: 978-3-598-41800-6, DOI: 10.1515/AKL.

側編集者1名を受け入れている。またボランティアや学生アルバイト、インターンなどもさまざまな業務を補佐する。

図書室・アーカイブズはさらに、下記の通り「テクニカル・サービス室」、「閲覧者サービス室」、「アーカイブズ・ドキュメンテーション・視覚資料室」の3室に分かれる。

図書室・アーカイブズ・特別研究員プログラム部長  
└─テクニカル・サービス室  
    閲覧者サービス室  
        アーカイブズ・ドキュメンテーション・視覚資料係

図書室・アーカイブズのほか、館内で記録管理に関わる業務を担当している部局として、企画展・展示グループ内のコレクション・マネジメント室がある。同室の職務は、美術作品の搬出・搬入、移動などを管理し記録に残すことにあり、いわば記録の作成・保管自体が業務の目的である。

さらに近年、庶務・財務グループ内に主席情報担当官(CIO)が配置され、旧来の紙媒体のみを対象としたレコード・マネジメントに代わる、電子記録を視野に入れた新たな情報管理体制が模索されている。次項では、館内で管理されている各種記録を順を追ってみたい。

## 2.2 機関アーカイブズ

カナダ国立美術館では、館運営の方針を定める評議員会の議事録、展覧会に関する記録、美術館と作家との間で交わされた書簡、戦争美術の記録、建築記録などが上記のアーカイブズ室において管理されている。

これらの資料のうち、アーカイブズにおいて、アクセシビリティの向上にもっとも重点が置かれているのは展覧会に関する記録である。その範囲は、展覧会を実施する過程で作成された文書をはじめ、出品作品リスト(非刊行のもの)、会場写真、映像記録、ポスターなどのいわゆる「もの資料」に及ぶ(展覧会カタログや新聞記事切り抜きなども保管対象であるが、後述のように担当者は別である)。カナダ国立美術館は1880年に創設されて以来、自館で展覧会を企画し開催するとともに、カナダ全土あるいは海外を巡回する巡回展を企画しており、両者を合計すると、その開催件数は2,000をはるかに超える。

アーカイブズで展覧会記録が重要視されているのは、次のような理由による。カナダはロシアに次ぐ広大な領土面積を誇る国であるが、国立の美術館はカナダ国立美術館のみで、同館が開催する展覧会はカナダにおける美術の発展に大きな役割を果たしてきた。巡回展で会場となったのは各地の美術館や美術協会であるが、今日、それらの機関では初期の記録が失われているだけではなく、ときには機関そのものが存続していないことさえある。展覧会の記録は、カナダ国立美術館という一組織の記憶は言うに及ばず、巡回先となった各地の美術館や協会の活動、ひいてはカナダ全土における美術の発展をも証言する責任を負っているのである。館内外の研究者からは重要な情報源としてみなされ、利用者のニーズも高いことから、カナダ国立美術館アーカイブズは展覧会記録の整理を最重要の課題の一つとしてみなしているのである。

また展覧会の記録は、一義的には出来事の記録であるが、視点を変えてみれば、出品された

個々の美術作品の来歴記録としての側面も持つものである。その具体的な整理方法については本稿第3章で取り上げる。

このほか、美術館がある作家の作品を購入または寄贈を受けるとき、あるいはその作家の展覧会を開催するときなどに交わされた書簡類を含む資料群がある。作家に由来するアーカイブズという文脈ではなく、美術館の記録のなかにそれらの書簡類が見出されるという点に美術館アーカイブズの一つの傾向が示されている。

ここに挙げた機関アーカイブズについては、資料群全体で一つのカナダ国立美術館ファンドとして認識され、個々の文書は作成した原局ごとにシリーズとしてまとめられている。検索手段については、内部には一覧性のある紙媒体のリストがあるが、外部に対してはファイル・レベルで記述されたデータベースが構築されており、そのデータベース上では1フォルダーが1レコードとしてヒットする<sup>8)</sup>。そのため個々のファイルの文脈は検索結果から理解することはできず、このような検索手段の提供については館内でも異論があるようである。とはいえ、評議員会の議事録、展覧会に関する文書など、業務の課程で作成された文書が一部局で集中的に管理され、インターネット上で検索手段が提供されていること自体、わが国の美術館と大きな開きがあるといえよう。日本の美術館でこれを実現するには、まずその前提として、各部局の非現用文書をアーカイブズに移管する体制を確立することが先決と思われる。

## 2.3 その他のアーカイブズ

上記のような機関アーカイブズのほか、カナダ国立美術館の歴史、収蔵作品、展覧会、スタッフに関連のある個人や団体から寄贈されたアーカイブズもアーカイブズ室で保管されている。例えば作家、画商、美術団体、美術史家に由来するもので、生前に本人から寄贈を受ける場合もあるようである。カナダ国立美術館ではこのような資料群を「機関アーカイブズ以外の」という意味で「その他のアーカイブズ・コレクション」と呼んでいる。

収集アーカイブズのなかで最大規模を誇るファンドは、ドミニオン画廊ファンドである。モントリオールにあった画廊の記録文書で、同画廊で売却あるいは展示された作品を記載した在庫台帳、売却作品を記した請求書などを含む。その分量は書架延長約50メートルにおよび、担当したアーキビスト、フィリップ・ドムバウスキー氏によれば、整理にはアーキビスト1名、夏期インターン2名で1年半かかったという。ウェブで公開されている検索手段もA4判170頁を超える大部なものとなっている<sup>9)</sup>。ビジネス・レコードという性質上、受入れの時点で在庫台帳、売却記録、会計書類、書簡、写真などの種別である程度整理されており、その構造はそのままシリーズとして受け継がれている。台帳で在庫番号が分かると、個々の作品の購入元や売却先、その日付といった事柄が追跡できるという。また作品カードには暗合が記されており、その暗号から当時の評価額を読み解くことも可能ということであった。

ドミニオン画廊ファンドについて特筆すべきは、本稿の冒頭に記した略奪美術品問題との関連性である。画廊自体は1941年に設立され、2000年に閉鎖されているが（その後、第三者により営業は再開）、その間、1942年から1987年まで、カナダに亡命したユダヤ人画商マックス・

8) Archives Database. <<http://archives.gallery.ca/default.htm>>.

9) "Dominion Gallery fonds". <<http://national.gallery.ca/english/library/biblio/ngc029.html>>.

シュテルン (1904-1987年) が画廊の経営に携わっていた。ドミニオン画廊のアーカイブズはシュテルンの遺族から2000年に寄贈されたもので、そのときの寄贈資料には、シュテルンが亡命前にデュッセルドルフで経営していたユリウス・シュテルン画廊の記録や、戦後、シュテルン自身によって行われたドイツ政府に対する美術品返還請求記録も含まれていた。現在、後者の記録は、ドミニオン画廊の記録とは分けられて、「マックス・シュテルン・フォンド」として整理されている<sup>10)</sup>。シュテルンは晩年に、カナダ国内における美術振興に貢献した功績を称えられて、モントリオールのコンコルディア大学から名誉博士号を授与されているが、そのコンコルディア大学とマギル大学は2002年に共同でシュテルン旧蔵品救出計画を立ち上げた<sup>11)</sup>。この共同プロジェクトは、ナチス政権により権利を剥奪されたシュテルン画廊およびシュテルン個人コレクションの美術品を追跡するものであるが、2011年現在も進行中で、作品の再発見が続いている。このような形で美術館アーカイブズが略奪美術品問題と関わりを持つケースもあり、今日の美術館がいかにこの問題と不可分であるかを裏づけている。

さて、これらの外部からもたらされたアーカイブズの検索については、機関アーカイブズとは異なり、集合体としてのフォンドごとに、集合的記述による検索手段 (ファインディング・エイド) が提供されている。個々のファインディング・エイドはウェブサイト上で公開されているが、その配列はフォンド名のアルファベット順による<sup>12)</sup>。フォンド数が多くはない現状では (現在100余り)、その方法でアクセスに支障をきたさないという判断による。これらの資料は、主に寄贈によって受け入れられているが、カナダ国民からの寄贈であった場合、それによって発生する事務量は膨大なものになるという。国内の寄贈者の税制上の優遇のため、資料の評価額の査定にアーキビストおよび外部評価委員の多くの労力と時間が費やされるそうである。

## 2.4 収蔵作品の記録

以上、美術館の活動記録としての機関アーカイブズや、それを補完する関係にある外部から収集されたアーカイブズについてみてきた。その中核にあるのは展覧会記録であることを指摘したが、美術館においてこの展覧会記録と車の両輪をなすのは、収蔵作品についての記録である。すなわち美術館において収蔵作品の受入れ登録や貸出、展示に伴う作品管理業務のことを専門用語でレジストレーション (registration) あるいはコレクション・マネジメント (collection management) というが、そのコレクション・マネジメント業務に関する記録は、美術館が扱う記録のなかでもっとも保存すべき価値あるものとして認識されている。

カナダ国立美術館において、これらの記録はかつてアーカイブズで管理されていたが、数年前に館の記録管理方針が変更されたのに伴い、大部分が企画展・展示グループ内コレクション・マネジメント室の管轄に移されることになった。アーカイブズには非現用と判断された文書のみが残され、現用・半現用の記録は文書の作成部局であるコレクション・マネジメント室に引

10) "Max Stern fonds." <<http://national.gallery.ca/english/library/biblio/ngc030.html>>.

11) William D. Cohan. "Historic Ruling Upheld," *ARTnews*, v. 108, no. 2 (February 2009), p. 56.本プロジェクトの詳細はウェブサイト「マックス・シュテルン美術救出計画」を参照のこと。  
<<http://www.concordia.ca/campus-life/arts-and-culture/max-stern/>>.

12) "Other Archival Holdings." <<http://www.gallery.ca/en/library/other-archival-holdings.php>>.

き戻されている。これらの文書は保管場所のある限り基本的には原局で保管し続けられることになる。このように組織の根幹に関わる部分の記録が、実はアーカイブズという部局の外に位置づけられているという点は、美術館における記録管理の特殊性を示すものといえよう。

周知のように、美術作品の記録管理についてはデジタル化が進展しており、カナダ国立美術館コレクション・マネジメント室も市販パッケージ・システム「ミムジー」<sup>13)</sup>を活用して、受入登録、所在管理、評価額の管理、展示管理、貸出管理、著作権管理、画像管理など様々な業務をこなしている。その一方で、当然のことながら紙媒体の記録も併存しており、両者の関係は複雑な様相を呈している。作品情報の電子記録と紙媒体記録の狭間に横たわる幾つかの困難さは、どの美術館も直面する普遍的なものであるが<sup>14)</sup>、カナダ国立美術館の状況は次の通りである。

例えば、個々の収蔵作品の来歴、制作者の帰属問題、作品タイトル変更など重要な作品情報の書き換えについての決定権はキュレーターにあるが、実際に研究の進展により情報が修正されることになった場合、それを決断したキュレーターからコレクション・マネジメント室に対し、連絡メモとともにその変更内容が電子メールなどで伝達される。受け取ったコレクション・マネジメント室スタッフはその内容にしたがってデータベース・システムの登録内容を更新するが、そのような電子記録の維持管理にとどまらず、当該の連絡メモと更新内容をプリントアウトし、紙媒体の文書を学芸ファイル（curatorial file）すなわち個々の所蔵作品ごとに作成している作品ファイルに収めるひと手間をかけている。これは記録の変更を追跡できる状態にしておくための手段であり、現状では物理的にも記録を保管することがもっとも確実な方法と判断されているのである。

このほか、作品の館外貸出業務に関連して、依頼文書や修復家の所見など貸出決定プロセスに関する文書、貸出決定後の貸出契約書、輸送手配書などが保管されている。貸出に伴って修復措置がなされた場合には、数ページにわたる修復調書のうち、基本事項の記載箇所のみが複写され、その写しがコレクション・マネジメント室で保管される。修復調書の現物は修復部門で保存されるが、コレクション・マネジメント室ではこの写しがあることで修復されたという事実が辿られるようになっている。

収蔵作品の記録を収めた学芸ファイルは、コレクション・マネジメント室で公開されているが、図書室のように一般利用者に対し門戸が開かれているというよりも、外部研究者に対し限定公開されているというのが実状である。ファイルを閲覧に供するときは事前に中身が点検され、プライバシー情報を含む文書や貸出記録は非公開の措置がなされる。これらの記録の閲覧を希望する場合は、利用者は事前にキュレーターに連絡をとらなければならない。このように、収蔵作品の記録は、取り扱いに細心の注意を要する内容を含むことから、その公開は慎重に行われている。

---

13) Willoughby Associates, Ltd.製「Mimsy」。

14) 国立西洋美術館の所蔵作品管理システムと、その背後にある紙媒体の資料を蓄積した作品ファイルの存在については次の文献で言及したことがある。拙稿「国立西洋美術館の情報戦略：所蔵作品データベースを中心に」（『MLA連携の現状・課題・将来』東京：勉誠出版、2010年、163-175頁）。

## 2.5 ドキュメンテーション資料

これまでにみてきたのは、アーカイブズやそれに類する非公刊の資料であったが、美術館ではこの他にも新聞・論文記事切り抜きや、プレス・リリース、展覧会案内状、広報印刷物、小冊子、絵はがきなどのいわゆる一過性資料を収集・整理している。管轄するのはアーカイブズ室であるが、同館ではこれをとくに「ドキュメンテーション資料」あるいは「クリッピング・ファイル」と呼んでいる。このような資料を重視するのは同館に限らず、世界の美術館図書室に共通してみられる傾向であり、その背景には一過性資料に対する美術研究上の要請がある<sup>15)</sup>。

前述の機関アーカイブズを補完するものとして、まずカナダ国立美術館についてのドキュメンテーション資料がある。例えばカナダ国立美術館の展覧会の場合、それに関連する記録・資料は下記の基準によって次のように分類される。

- ・機関アーカイブズ：展覧会開催前に作成された調査資料および記録文書など。
- ・ドキュメンテーション資料：おもに展覧会の開催後に作成されたもの。新聞記事クリッピング、プレス・リリースなどの一過性資料。

アーティストのドキュメンテーション資料、いわゆるアーティスト・ファイルの維持・管理も同室の職掌である。アーティスト・ファイルは現在80,000件を数え、そのうちカナダ人芸術家ファイルは42,000件。新聞切り抜き、展覧会案内、プレス・リリース、履歴情報（公開できる場合のみ）は原則として全て保管するという収集方針である。新聞のクリッピングについては、外部の商用サービスを活用している。増加傾向にあるボーン・デジタルの情報は、現状では全て紙媒体に印字して保管しているという。

カナダ国立美術館はこのような館内のドキュメンテーション資料だけではなく、全国規模の資料所在データベースの編集責任も担っている。カナダ文化遺産情報ネットワーク（CHIN）サイトでは、カナダ在住作家に関する全国的な資料所在情報データベースが公開されているが<sup>16)</sup>、その編集責任を負うのがカナダ国立美術館である<sup>17)</sup>。データベースの対象が「カナダ人芸術家」ではなく、「カナダ在住作家（“Artist in Canada”）」となっているのは、多民族国家という特質を反映したものである。担当者は、国内の23の協力機関から送付されるデータを取りまとめ、編集する作業をこなす。記述はこのデータベースのために独自に定めた規則にしたがっている。かつて入力作業は共同分担によっていたが、データ形式の一貫性保持に問題が生じたため、カナダ国立美術館側が一手に引き受けるようになったという。

このようにカナダ在住作家資料情報データベースは、分散管理型から集中管理型へとデータ

15) 美術研究における一過性資料の重要性を示す代表的な例として、ニューヨーク近代美術館のアーティスト・ファイルや、ロンドン大学コートールド美術研究所ウィット・ライブラリーなどがある。いずれもその利用ニーズの高さからマイクロ版が刊行されており、各地の美術図書館に収蔵されている。*The Museum of Modern Art Artists Files* (Alexandria, Va: Chadwyck-Healey, 1986); *The Witt Library: Courtauld Institute of Art, London* ([Haslemere, Surrey]: Emmett Pub.), 1994.

16) データベースは下記URLからアクセス可能。<<http://www.pro.rcip-chin.gc.ca/bd-dl/aac-aic/description-about-eng.jsp>>.

17) カナダ在住作家資料情報データベースについては、次の文献を参照のこと。Jo Nordley Beglo, Cyndie Campbell. “Artists in Canada: a National Resource.” 66th *IFLA Council and General Conference* (Jerusalem, Israel, 13-18 August, 2008). 本文はウェブでもアクセス可能。<<http://archive.ifla.org/IV/ifla66/papers/067-165e.htm>>.

作成方式が変更された経緯があるが、その結果カナダ国立美術館アーカイブズは、館の所蔵作品とは直接関わりのない作家についても、作家情報の管理を行うこととなった。わが国の歴史・文化の蓄積からすれば単純に比較することは難しいが、日本においても美術作品や作家情報に関する全国規模のデータベースを構築しその品質を維持するには、中心的役割を果たす機関を定め、情報の統制を図る必要があると言えるのではないだろうか。

## 2.6 自館刊行物

前節でカナダ国立美術館についての資料は、その性質によってアーカイブズまたはドキュメンテーション資料に分かれて保存されると述べたが、館の活動を跡付ける資源としては、このほかに展覧会カタログなど自館で刊行した図書や逐次刊行物も重要である。情報管理や組織のアイデンティティ確立への意識が高まってきた今日では、どの組織でも自館刊行物の管理はきちんとなされているように、長い歴史を持つ組織では草創期の刊行物が紛失してしまっていたり、ときには刊行したという事実さえ失われていたりすることがある。創立を1880年に遡るカナダ国立美術館もその例外ではなく、数年前までは自館刊行物の不備という状況に甘んじていた。2007年、この問題を解消するため、創立から現在にいたる全ての刊行物を特定し、その目録化を行う計画が図書室の主導で行われた。関係者への聞き取り調査および非公刊の資料<sup>18)</sup>によれば下記の通りである。

プロジェクトの目標は2つあった。第一にどの刊行物が十分な冊数が保管され、他機関との資料交換プログラムに資することが可能か、あるいはどの刊行物が在庫不十分であるかを特定すること、第二に自館刊行物に対して包括的アクセシビリティを確保することである。過去の刊行物リストについては1990年代に外部研究者により作成されていたため、プロジェクトにはこれが援用された。

第1段階では、まず刊行物保管の基準として、新品同様のものを1冊、所蔵印を押さないものを3冊、図書室の配架用に3冊を確保することが決められ、そのうちの新品同様の1冊がアーカイブズに保存されることとなった。この7冊よりも冊数が欠けるタイトルについては探索リストに加えられ、約70の古書店に探索を依頼したという。第2段階では全ての刊行物情報が図書館目録（OPAC）に登録されたが、図書室に配架されるもののみならず、アーカイブズの保存分や、資料交換用の在庫分についての所蔵情報もこの図書館目録に全て登録された点に特色がある。第3章に述べる展覧会史計画についても当てはまることであるが、館の活動に関わる重要な資料については、図書室管轄かアーカイブズ管轄かに関係なく両者が包括的に検索できるよう、共通のプラットフォームとして図書館目録（OPAC）が採用されている。これは、展覧会カタログという刊行物の制作が美術館の活動のなかで大きな位置を占めていることに起因する美術館特有の解決手法であるように思われる。

## 2.7 現用記録の管理

本章の最後に、レコード・マネジメントに関する最新の行動計画についてみておきたい。美

---

18) "NGC Publications Project Report," prepared by Jennifer Garland and Amanda Graham (August 23, 2007) (非公刊).

術館全体で作成される記録のなかで、何が核心部分で、何がそうでないかの価値判断がそこに認められるからである。カナダ国立美術館にはかつてレコード・オフィス部が置かれ、財務、人事、設備に関する記録管理が行われていたが、2006年、それに代わる部局として、庶務・財務グループに主席情報担当官が新設された。そのデルフィン・ビショッフ氏の主導のもと、現在、電子記録も含めたレコード・リテンション・スケジュールの策定が全館規模で進んでいる。カナダ国立美術館はカナダ図書館・公文書館に文書を移管しておらず、アーカイブズは館内で保存公開されることになっているが、電子記録の登場により、従来のレコード・マネジメントの方法では通用しなくなりつつあるという危機感がその背景にある。現状では多くの部局が、いわば安全策として電子記録もプリントアウトし紙媒体で保管する手段を並用している。

2010年12月に主席情報担当官より館内の各部門の責任者が招集され、プロジェクト会議が開催された。その場で発表されたのが、電子記録を視野に入れた総合的な情報管理改革プロジェクトである。目標として、館内の記録や情報が組織の機能によって分類されること、適切な保存期間にしたがって保管されること、組織の活動の現用記録あるいは歴史的価値を有する記録として正しく認識されることなどが設定された。これを達成するため、プロジェクトの第1段階として、会議の翌月の2011年1月から部門別ヒアリングが開始されたが、ヒアリングは部門ごとに1回1時間程度、各1～2回が行われ、総合すると計30の会合を1カ月の間にこなすという過密なものであった。

そもそもカナダの国立機関の記録管理に関わる法的枠組みとしては、1982年に制定されたプライバシー法 (Privacy Act) と情報へのアクセス法 (Access to Information Act) がある。この法律にしたがい、カナダ国民の情報へのアクセスを保障するため、「インフォ・ソース (Info Source)」という政府刊行物に国立機関の概要、業務、保有する情報などが記されており、カナダ国立美術館についても記述がある<sup>19)</sup>。その内容が、今回のヒアリングの進行のベースともなった。

部門別ヒアリングでは、館全体の目標を果たすための各部門の業務機能 (ビジネス・ファンクション) は何か、それを踏まえたうえで各記録の作成元はどの部門かといった点が聴取された。プロジェクトは部分的に外部業者に委託されており、30回を重ねたこの討論も外部のコンサルタントによって進行されたが、美術館の特殊性に精通していない第三者が介入したことで、かえって美術館の業務機能・記録が、ほかの国立機関と比べてかなり異質であることが浮き彫りになった。そのもっとも大きな特徴は、美術館活動の中心である作品管理や展覧会事業について、キュレーターが最終的な権限を持っているという点である。

また部門別ヒアリングの一連の会合にアーカイブズ室長の同席が求められたが、そのシンディ・キャンプベル氏はすでに自身で行った過去の調査や経験からどのような記録がどの部局で作成され、それがどこで保管されているかといった記録管理の全体像を掴んでおり、その広範な知識が討論の内容をより深い方向へ導く場面が多々あった。必ずしも全ての記録が物理的にアーカイブズで保存されているわけではないが、しかし全体を監視するという役割を果たすこともアーキビストの重要な領分であり、そのことで組織の記録が守られる部分もあると言えるのではないだろうか。

19) <<http://www.infosource.gc.ca/inst/1548/1548-fedemp00-eng.asp>>.

さて、上記ではあまり触れなかったが、このほかに作品や展覧会に関する記録として、アーカイブズ室で管理されている視覚資料や保存修復室に保管されている修復記録がある。前者の視覚資料は展覧会を含む美術館の事業に関する写真記録で、紙焼きの写真の保管・整理とともにデジタル化も進められている。後者の修復記録は、既述のように、常に参照可能なように記録報告書の本体は原局である保存修復室に保管され、基本的にはアーカイブズに引き継がれることはない。

本章ではカナダ国立美術館における主な記録類を種類別に概観した。一つの組織体としてみれば、この他にも財務や人事関係の文書を含む多様な記録が保管されているが、上述した現用記録管理にかかる部門別ヒアリングから浮き彫りになったのは、多岐にわたる記録のうち、美術館においてもっとも重視されるべきは収蔵品と展覧会に関する記録であるという点である。このうち収蔵品の記録は、アーカイブズの収集対象というよりも、美術館特有のコレクション・マネジメントという領域において、他の記録とは異なる特殊な扱いをされている。カナダ国立美術館において作品記録文書がアーカイブズからコレクション・マネジメント室へと引き戻されたことは、その辺りの事情を物語っていると言えよう。しかし重要なのはアーキビストがそのような記録の流れを把握し、全体を監視する役目を果たしている点である。

日本においても近年、美術館アーカイブズが大きく注目を浴びているが、それ以前にレジストラ（コレクション・マネージャー）の未配置、それによる不十分な作品情報管理の問題が未解決のままである。日本の美術館においてアーカイブズを設置・公開する際には、展覧会の記録のみならず、作品の記録についても何らかの形で視野に入れる必要があると考える。

### 3. 機関アーカイブズにおける展覧会記録の整理

#### 3.1 「展覧会史計画」

本章ではアーカイブズ室長シンディ・キャンベル氏への聞き取り調査および同氏の報告書に基づき<sup>20)</sup>、アーカイブズ室で重点的に整理されている展覧会記録について、その整理方法を具体的にみていく。同館ではキャンベル氏がアーキビストとして着任した直後の1993年、「展覧会史計画 (NGC Exhibition History Project)」が開始され、それ以来、展覧会の実施過程で作成された記録の索引化作業が実施されている。

展覧会史計画の特徴は、展覧会に関連する記録と資料を、その種類や素材を問わず、すべて図書館のオンライン目録 (OPAC) に登録する点である。前章の通り、機関アーカイブズについてはファイル単位で検索可能なデータベースが公開されているが、これとは別に図書館目録でも検索できるようになっているのである。展覧会1件ごとに1書誌レコードが作成され、展覧会文書ファイル、記録写真、ポスター、ビデオ記録など、物理的には別々に保管されている資料の情報がこの1書誌に集約されている。

---

20) Cyndie Campbell, "Still Keeping it All Together: A Finding Aid to National Gallery of Canada Exhibition Records and Other Exhibition-Related Documentation," *Museum Archivist: Newsletter of the Museum Archives Section*, Society of American Archivists, vol. 14, issue 2, September 2000.

図書館システムに基づくこの方法は、アーカイブズの国際標準となりつつある、資料群ごとに全体から個々の部分へと記述を進めていく検索手段（ファインディング・エイド）とは明らかに異なるアプローチである。しかし今日、アーカイブズの簡略レコードを図書館目録に登録するという美術館は少なくない。こうした解決は、研究者が求める情報が図書館所蔵かアーカイブズ所蔵かにかかわらず総合的に検索することを可能にする、きわめて有効な方法である。さらにこの展覧会史計画の場合、利用者は、図書館目録という一つのプラットフォームにおいて、図書資料としての展覧会カタログとともに、関連するアーカイブズの検索も行えるという大きな利点がある。

### 3.2 プロジェクト以前の資料の保管状況

展覧会史プロジェクト開始に先立つ資料の保管状況をカナダ国立美術館の歴史とともに簡単に振り返っておきたい。資料の保管や整理の状況は、言うまでもなく、館自体の歴史や組織のあり方と密接に関わっている。

カナダ国立美術館の歴史は、カナダ美術の歴史そのものでもある。すなわち前述のように、1880年、カナダで王立美術アカデミーが創設され、第1回日の美術展覧会が開催された。その展示品の寄託を国が受けるにあたり、創設されたのがカナダ国立美術館である。アカデミー創設と同じ1880年のことであった。開館当初は美術館側には専任スタッフは配置されておらず、したがって館の活動記録を管理する職員もいなかった。当時の記録は館内に多くは残されておらず、殆どはカナダ図書館・公文書館に所蔵されている。

開館から30年を経た1910年、専任の学芸員としてエリック・ブラウン（1877-1939年）が採用された。ブラウンの着任により、美術館ははじめて自館の記録を管理するようになる。さらに1930年、彼が館長に就任すると、いよいよ本格的に記録の整理に取り組むようになり、専任のレコード・キーパーが1名採用されることになった。これが後のアーカイブズの前身である<sup>21)</sup>。

ブラウンの下で採用されたレコード・キーパーは、すべての記録を一箇所に集め、独自の体系に基づいて管理した。例えば展覧会事業の記録は一括したうえで、展覧会タイトルのアルファベット順に配架した。さらに、それらの文書を内容で検索できるように、カード型の件名目録（subject card）も作成した。この方法は1959年代後半まで継続されている。この時期の記録は、発生時の分量も今日のように膨大ではなく、配架場所も検索手段も1人の人物（レコード・キーパー）によって一貫して管理されていたので、検索も比較的容易である。これらの資料群は現在も当時の状態のまま維持されている。

しかしその後、資料保管状況は複雑な様相を呈するようになる。1950年代後半になると、レコード・キーパーの不在によって、記録は十分には保管されなくなった。1960年代後半には、美術館の新たな方針として、記録は庶務部門や広報部門、学芸部門などの部門ごとに保管・整理する方針がとられるようになる。事業活動としての展覧会は、刊行された展覧会カタログ、

21) カナダ国立美術館図書室・アーカイブズの歴史については次の文献を参照した。National Gallery of Canada, Canadian Centre for the Visual Arts. *Library and Archives: Collection Development Policy* (Ottawa: National Gallery of Canada, 1997). 本文献はウェブでもアクセス可能。  
<[http://www.gallery.ca/pdf/libcdp\\_e.pdf](http://www.gallery.ca/pdf/libcdp_e.pdf)>.

出品作品リスト、展覧会ドキュメンテーション資料（招待状、プレス・リリース、展覧会レビュー記事などの一過性資料を含む）、作品や展覧会場風景の写真、スライド、ディスプレイ案、ビデオ、フィルム、音声記録、ポスター、バナーなどの多様な資料を生みだすが、それらの記録が全て作成部門ごとに保管されることになったのである。これは、1つの展覧会からみれば、それに関わる記録が部門別に分散して保管されるということに帰結する。

一方、美術館では、同じ頃にレコード・オフィス部が設置され、この部門を中心に現用の記録管理が行われるようになった。しかし、その管理対象は財務、人事、施設などの行政的な記録に限定されており、展覧会や収蔵作品に関する記録は対象にされていない。記録・オフィス部は2006年に解消されている。

このように、展覧会事業に関する記録は、1950年代までのものが一箇所にまとまり、比較的容易に検索可能であったのに対して、それ以降のものについては記録の物理的な保管が十分になされていないか、あるいは部門ごとに分断されているかといった状態で、殆ど検索不可能な状況に陥っていた。そこで、展覧会ごとに記録を検索できるようにするため、次のようなツールが一つずつ開発されていった。

- 1) 1968年以前の展覧会ファイルへのキーワード索引
- 2) 1968年以降、部門ごとに整理された展覧会ファイルの箱リスト
- 3) 展覧会カタログ、および展覧会関連刊行物の図書館目録への登録  
（書誌レコード=MARCレコード作成）
- 4) 保存用展覧会カタログ（archival copy）や出品作品リストの年代順リスト
- 5) ポスターやバナーなど、「もの資料」のアイテム・レベルの検索手段
- 6) スライド、写真、文書ファイルの年代順配架（これにはリストがなく、ただ配架を工夫したというのみである）

こういったツールはそれなりの効果を発揮するものもあったが、なかには効率的な検索に結び付かないものもあった。たとえば5)の「もの資料」の検索手段は求める資料の検索に有効であったが、2)の展覧会ファイルの箱リストについては、結局は大量の箱を最初から最後まで点検しないと探したことにならず、検索手段として決して有効なものではなかった。

こうして、館内外から寄せられる資料への要求に応えうる、美術館スタッフにも外部研究者にも分かりやすい一つの統合されたシステムを求める機運が高まっていった。これが1993年、のちに本格的な展覧会史プロジェクトへとつながっていく予備的試み（パイロット・プロジェクト）に着手するきっかけとなっていくのである。

### 3.3 展覧会リスト

カナダ国立美術館に限らず、一般に美術館にとって、これまでに開催してきた全ての展覧会のリストがあるかどうかは重要な問題である。展覧会資料の整理は、まずこの一覧表を作成することから始まるが、会期、会場、展覧会名称を含む正確な一覧を手に入れるには、展覧会カタログ、年報のほかチラシや新聞記事などエフェメラ資料にあたり、媒体によって少しずつ異なる記述内容を比較しながら、歴史を復元していくプロセスが欠かせない。カナダ国立美術館の場合は、創立100周年を記念して刊行された展覧会史を振り返る記念論文が、その役割を果たすことになった。

論文は、外部のインディペンデント・キュレーターのゲイリー・メインプライズによって編纂され、カナダ美術を扱う専門誌「RACAR」に「カナダ国立美術館の展覧会100年：リストと索引」と題して掲載された<sup>22)</sup>。内容は、展覧会カタログ、年報、および同館所蔵ドキュメンテーション資料（新聞記事切り抜き等）、そのほか同館に残されていた記録を手がかりとして、1880年から1979年までの巡回展を含むすべての展覧会を追跡し、年代順に列挙したものである。

展覧会データは年代順に1番から1653番まで通し番号が付与されている。記述項目は、開催年、会期、展覧会名称、会場、展覧会カタログの頁数、展覧会会場写真の有無などである。また、カナダ国立美術館の展覧会か、カナダ国内巡回展か、国際巡回展かの別が印刷の活字体の違いによって示されている。

この論文で付与された通し番号は、その後も「メインプライズ番号」と通称されながら受け継がれ、現在も先頭に「EX」を追加して活用されることになった。なお2011年1月時点の最新番号は「EX2149」である。連番であるために、後から新たに展覧会そのものが発見された場合は、やむを得ずその直前の展覧会番号の末尾に「b」などの記号を追加して、それを新しく発見された展覧会の識別番号として付与している（したがって、番号を付与されている展覧会の数は2,149よりも多い）。

### 3.4 プロジェクトの各段階

前述の通り、本格的な展覧会史プロジェクトにいたる前段階として、まず予備的な試みが実行に移された。1993年のことである。

その際に活用されたのが、前述したメインプライズによる展覧会リストである。この年代順リストに基づいて、展覧会を企画する過程で制作された文書による記録（展覧会ファイル）がどこに保管されているかを調査し、判明したらリストに書き込みを行うという作業が行われた。実際の作業に従事したのはインターン生2名である。なお、このようなインターンやボランティア・スタッフの採用は、スタッフ不足を解消する解決手段の一つとして、カナダ国立美術館においてきわめて重視されている。

2年後、展覧会ファイルに集中して行ったこの試みは一定の成果を収め、スタッフや外部研究者のニーズがもっとも高かったこの資料群について、その有無や所在がリストによって確認できるようになった。そこで、展覧会ファイル以外の展覧会に関わるすべての記録を特定し、記述することが具体的課題として認識されるようになった。

こうした経緯を経て、1995年、米国ニューヨーク市にあるグラディス・クリーブル・デルマス財団の助成金を受け、展覧会史計画が本格的に着手されることになった。この外部資金によりカナダ国立美術館はフルタイムの研究者を1名採用している。また1998年には、政府の青少年インターンシップ・プログラム助成によって、夏期に学生アルバイト1名および有給インターン生1名を採用することができた。

プロジェクトの目標として掲げられたのは次の5つの点である。

- 1) 図書室のスタッフが展覧会関連資料を探すときに役立つものを作る

22) Garry Mainprize, "The National Gallery of Canada: A Hundred Years of Exhibitions, List and Index," *RACAR: Revue d'art Canadienne = Canadian Art Review*, vol. XI, 1-2, 1984, pp. 3-78.

- 2) 展覧会関連資料の存在を美術館スタッフや外部研究者に認知してもらう
- 3) アーカイブズにある展覧会資料の中でもとくに重要なものに光を当てる
- 4) 各展覧会の会期、会場、そのほかの情報を内外の研究者に提供する
- 5) 目録が作られていない資料 (スライド、写真、ドキュメンテーション・ファイルなど) の記録を新たに作成する

プロジェクトは次の3段階に区切って進められた。

- 1) 展覧会記録、および関連資料の所蔵確認
- 2) 図書館目録 (OPAC) に書誌レコードとして登録するためのMARCテンプレート作成
- 3) 図書館目録における書誌レコードの登録

前述のようにこのプロジェクトの特徴は、展覧会に関連する記録と資料を、その素材や種類を問わず、すべて図書館目録 (OPAC) に登録すると判断した点である。すなわち図書館システムに登録するため、図書館目録の共通言語である機械可読目録 (Machine-Readable Catalogue: MARC) に対応するMARCテンプレートを定めることがプロジェクトの一環として行われたのである。このテンプレート作成にあたり、英語圏の図書館目録規則であるAACR2 (Anglo-American Cataloging Rules 2) と、カナダの資料記述規則であるRAD (Rules for Archival Description) が項目ごとに徹底的に比較分析され<sup>23)</sup>、マッピングされた。したがって記録は図書館目録で検索できるようになっているが、単に図書館の目録規則だけではなく、アーカイブズ記述への配慮も十分になされていることを認識しておく必要がある。次項では各段階についてみていきたい。

#### 3.4.1 第1段階：関連資料の所蔵確認

第1段階の作業内容は、予備的試みに続いて、文書記録 (展覧会ファイル) 以外の資料の特定を行うというものである。部門別に整理された何百箱もの記録に一つずつあたり、展覧会に関連する記録がみつかったら、数量、資料作成年代、実際の保管場所を記録していくという作業が再度行われた。その遂行には、助成金で採用されたフルタイムの職員に加え、ボランティアとインターン生の協力があつた。

こうしてアーカイブズで分散管理されている展覧会ドキュメンテーション・ファイル、スライド、写真、ポスター、ディスプレイ案などについて、資料種別ごとに台帳のようなものができていった。また、アーカイブズではなく写真サービス部門が管理していた展覧会関連ネガフィルムの一覧表も作成された。一方、音声や映像資料の調査も行われ、自館が作成した記録と、展覧会のために外部から入手された資料 (展示映像や市販ビデオなど) との区別が明確になされ、それぞれ記録された。

---

23) AACR2の日本語版は次の通り。『英米目録規則 第2版 日本語版』(東京:日本図書館協会,1982)。RADはカナダ・アーカイブズ評議会 (Canadian Council of Archives、略称:CCA) のサイトからダウンロード可能。<<http://www.cdncouncilarchives.ca/archdesrules.html>>。

### 3.4.2 第2段階：書誌レコードのテンプレート作成

第2段階では書誌レコード (MARCレコード) のためのテンプレートが作成された。当時、カナダの記述標準RAD自体が公表後間もない時期であったため、美術館側でもそれについての十分な知識や経験を持ち合わせていなかった。そこで、カナダ国立図書館文書館でRADの実現に携わった人物をマッピング作業の協力者として呼び寄せ、その強力な支援のもと、1996年春、図書館の書誌記述の標準であるAACR2と、文書館の資料記述の基準であるRADの要件をともに満たす展覧会資料記述テンプレートが完成したのである。この経緯が示すように、RADとAACR2とが多く共通点を持つという事実が同館の展覧会史計画を成功に導いたといえる。

完成したMARCテンプレートの記述項目は以下のようなものである。

メインプライズ番号 (書誌番号) :

目録典拠 (040) :

地域コード (043) :

ローカル請求記号 (090) :

著者、団体 (110) :

タイトル (245) :

タイトル関連情報 (246) :

日付 (260) :

数量 (300) :

展覧会場、会期 (518) :

一般注記 (500) :

目録作成者注記 (508) :

公開および利用条件のエリア (506) :

資料内容 (520) :

テキストの記録

展覧会ファイル (アーカイブズ) :

クリッピング・ファイル :

出品リスト :

展覧会カタログ (アーカイブズ保存用) :

視覚資料

写真 :

スライド :

ポスター :

映像資料

フィルム :

ビデオ :

音声記録

もの資料

件名 (個人名) (600) :

件名（団体名）（610）：  
件名（会議名）（611）：  
件名（普通件名）（650）：  
件名（資料種別）（655）：  
個人情報（700）：  
団体情報（710）：  
会議情報（711）：  
所在地（852）：

各項目について簡単に解説したい。冒頭のメインプライズ番号は、前述のように、ゲイリー・メインプライズの論文から受け継がれた、各展覧会に付与された固有IDのことである。項目090に入力する請求記号は展覧会番号と同一である。項目110には「カナダ国立美術館（National Gallery of Canada）」というデータが入り、710にはその仏語表記「Musée des beaux-arts du Canada」が入る。周知の通りカナダは公用語が英語とフランス語の2ヶ国語であるため、重要項目では2ヶ国語の記述を定めている。この項目は、カナダ国立美術館が主催あるいは巡回展にかかわっていることを示す。

展覧会のタイトルとタイトル関連情報は245と246の項目に入力する。項目245には、AACR2の一般資料種別コード（General Material Designation、略称：GMD）を応用して、タイトルの末尾に角括弧に入れて「展覧会記録（[exhibition records]）」という表記を加えている。ただし「展覧会記録」とは、AACR2では定義されていない独自の用語である。こうすることで、図書館目録に登録されている当該展覧会の展覧会カタログや関連資料と明確に区別できるようにしている。資料の作成年代は項目260に入れる。

物理的な数量については、項目300に入れる。資料内容の記述は項目520に入れるが、資料種別にしたがって、「テキストによる記録」「視覚資料」「映像資料」「音声資料」「もの資料」の5つかテゴリーに分類している。アーカイブズにいかなる展覧会資料もみつからない場合も、書誌レコード自体は作成するが、この項目520に「現段階では資料は見つからない」と記すように定めている。

500番台の項目は展覧会に関連のあるさまざまな特記事項を入力する（500番台の配列は必ずしも数字の若い順ではない）。例えば展覧会の借用先や出品数に関する情報、あるいはカナダ国立美術館所蔵品から構成する展覧会かどうか、といったことである。項目508には展覧会の共催者、項目518には展覧会の会期・会場（巡回展の場合）が入力される。

項目600、610、650には展覧会の内容にしたがい、各種件名を入力する。これも英語とフランス語の2ヶ国語で付与される。展覧会が3人以下のカナダ人芸術家で構成されている場合は、それについての個人件名も入力する。項目655には、米国のゲッティ研究所が作成管理している「美術建築シソーラス」（Art and Architecture Thesaurus）に基づき、資料種別を記述する<sup>24)</sup>。項目852にはカナダ国立美術館の連絡先を入力する。

---

24) ゲッティ研究所が管理している各種シソーラスの一種で、同研究所サイトでアクセス可能。  
<<http://www.getty.edu/research/tools/vocabularies/aat/index.html>>.

### 3.4.3 第3段階：OPACへの書誌レコードの登録

第3段階の実行に際しては、アーカイブズの助手が協力した。彼らは前項に記したテンプレートを用い、展覧会ごとに1件ずつ書誌レコード用紙を作成した。そしてこの用紙に対して、その時点までに作成されていた台帳やそのほかの検索手段からデータをかき集め、手書きで情報を書き写していった。その際、必要に応じてデータが修正され、また記述形式が統一されて情報が標準化されて、さらに件名などの新しい要素が加えられた。こうして作成された手書きの書誌レコードをボランティア・スタッフが図書館目録システムに入力した。

これらの作業の結果、それぞれの展覧会に関して、どのような記録があるのかがインターネット上の図書館目録で検索できるようになった<sup>25)</sup>。図書館目録におけるアーカイブズの書誌レコードの具体事例を邦訳して次に示したい。モントリオールのある団体が出品し、カナダ国立美術館が企画・構成して日本で開催された国際展の例である（図書館目録の一般利用者用画面では非表示の電算処理用データは省略されている）。

著者名：カナダ国立美術館

タイトル：日本版画美術協会展覧会、東京、1955年 [展覧会記録]：カナダ部門

資料作成年月日：1953-1956

請求記号：EX 0757

所在：アーカイブズ

状態：貸出不可

数量：文書記録1.2 cm

展覧会場、会期：東京、1955年9月

目録作成者注記：同展覧会のカナダ部門はケベック州モントリオールのアート・ディレクターズ・クラブが企画協力

公開および利用条件のエリア：カナダ国立美術館の記録は情報公開法および個人情報保護法によって保護されている。資料閲覧には、アーキビストに連絡し事前に予約することが必要。

資料内容：

テキストの記録

展覧会ファイル（アーカイブズ）：1フォルダー

クリッピング・ファイル：1フォルダー

件名（団体名）：カナダ国立美術館、展覧会

件名（団体名）：カナダ国立美術館、展覧会（フランス語表記）

件名（普通件名）：カナダ、版画美術、20世紀、展覧会

件名（普通件名）：カナダ、版画美術、20世紀、展覧会（フランス語表記）

件名（資料種別）：展覧会記録

件名（資料種別）：ファイル

---

25) カナダ国立美術館図書室・アーカイブズの図書館目録のサイトURLは次の通り。  
<<http://bibcat.gallery.ca/screens/opacmenu.html>>.

件名（資料種別）：クリッピング・ファイル

団体情報：カナダ国立美術館（フランス語表記）

団体情報：アート・ディレクターズ・クラブ、オンタリオ

会議情報：日本版画美術協会展覧会、1955年、東京、日本

所在地：カナダ国立美術館図書室アーカイブズ、特別コレクション

上記の項目「資料内容」から、求める展覧会について、アーカイブズ資料の有無を確認することが可能である。なお、図書館目録で確認できるのは資料の有無までで、実際の所在を確認するには、従来の紙媒体の検索手段（ファインディング・エイド）にあたる必要がある。資料の所在場所を示す情報を図書館目録に掲載していないのは、資料の保管場所へのアクセス権が与えられているのは文書室スタッフのみであるということ、またセキュリティ上は公開すべきではない、といった判断による。

さて、ここに記したような方法が、日本の美術館における展覧会資料の公開に適用可能かという点であるが、そもそもわが国の美術館において図書館システムを導入することや、その前提となる専任司書の配置は十分に行われているとは言いがたい状況がある。先に記したレジストラの問題もそうだが、館内の記録や情報資料に携わる職員の未配置という問題が美術館アーカイブズを論じる以前の問題として横たわっている。欧米諸国の美術館でレジストラ、アーキビスト、ドキュメンタリスト、ライブラリアンらが担う情報管理の機能を日本の美術館にどのように移植するかが大きな課題である。

#### 4. 結びにかえて

以上、カナダ国立美術館を事例として、どのような記録が保存対象として重要視され、それがどの部局で管理されているかをみてきた。美術館でもっとも保存すべき重要な記録とは作品に関する記録と展覧会に関する記録であり、カナダ国立美術館においては前者の作品記録はコレクション・マネジメント室で、後者の展覧会記録はアーカイブズで保存されていた。そして、とくに展覧会記録に関しては、アーカイブズで実施されたプロジェクトを具体的に分析し、その特徴が図書館目録（OPAC）という図書資料との共通のプラットフォームを利用していることにある点などをみた。

カナダ国立美術館のように、作品記録と展覧会記録という大きな柱があり、しかし両者が個別に扱われているということは、それまで視察してきた他国の美術館の事例と比べてみても、標準的なあり方と言えるようである。それは、美術館ではレジストレーションあるいはコレクション・マネジメントの方法論というものがすでに確立して久しく、それは必ずしもアーカイブズの文脈においてというわけではなかったということが背景にあるであろう。したがって作品に関する文書の現物が最終的にアーカイブズに引き渡されるかどうかは各館の事情によるところがあるようだが（現に、本文に記したように、カナダ国立美術館ではかつてこれらの記録はアーカイブズで管理されていたが、組織のトップの判断によりコレクション・マネジメント室に引き戻されたという経緯がある）、しかしここで繰り返し強調したいのはアーキビストがこれらの記録に目配りを行っているかどうかである。カナダ国立美術館アーカイブズにおいて管轄

外の作品の記録について、本稿で敢えて取り上げたのも、そこに理由がある。

冒頭に記したように、本稿は筆者が現地にて行った在外研修に基づいているが、当初、その研修の目的は、美術館における機関アーカイブズの活動について調査することにあった。しかし実際に現地で取材を開始してみると、現用段階を終えた記録が全てアーカイブズに引き渡されるというわけではなく、アーカイブズだけをみても美術館における記録の全体像を掴むことはできないことが分かった。アーカイブズには評議員会資料や展覧会に関する記録が移管される一方で、収蔵作品の貸出記録はコレクション・マネジメント室で、作品の修復記録は保存修復室でという具合に、それぞれ文書保存期間は特に定められずに常時参照できるよう原局で保管されており、館内の記録管理システムは複雑な様相を呈していたのである。

そのなかで、今回の研修の受入担当者であったアーカイブズ室長のキャンプベル氏から学んだのは、アーカイブズの管理下にあるかどうかを問わず、館内で扱われるさまざまな記録、文書を視野におさめて、その作成者や管理者、保管場所の把握に最大限努力するという姿勢であった。多くの記録・文書が最終的にはアーカイブズに移管されているが、必ずしもそれが全てではないという状況において、各部局との公式、非公式のコミュニケーションを通じて記録に関する情報収集を図るということをそのアーキビストは積極的に実践していたのである。

本稿が個別の事例研究の枠組みに留まらず、日本における美術館アーカイブズの発展に幾ばくかの貢献をなすことができれば、望外の幸せである。

\*本稿は、平成23年度アーカイブズ・カレッジ（長期コース）修了論文「美術館の機関アーカイブズに関する一考察：カナダ国立美術館展覧会史プロジェクトを中心に」および拙稿「海外博物館だより カナダ国立美術館のアーカイブズ事情」（『博物館研究』2011年12月号所収）を大幅に加筆・修正したものである。修了論文の作成にあたっては、国文学研究資料館教授の高橋実氏にご指導いただきました。またカナダ国立美術館での研修においては、同館の図書室・アーカイブズ部長ジョナサン・フランクリン（Jonathan Franklin）氏、アーカイブズ室長シンディ・キャンプベル（Cyndie Campbell）氏にご支援・ご教示をいただきました。ここに記して感謝いたします。